宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく

ごみ集積所の設置基準

第1 趣旨

この基準は、宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱(平成9年志 木市告示第49号。以下「要綱」という。)第18条の規定に基づき、衛生施設に関 し必要な事項を定める。

第2 適用の範囲

この基準は、要綱第3条に規定する事業に適用する。

第3 ごみ集積所

一般廃棄物ごみ集積所設置基準は、別紙のとおりとする。

第4 粗大ごみ集積所

計画戸数が30戸以上の場合は、粗大ごみ集積所を次の基準により設置するものと し、管理人又は代表者等が窓口となり共同搬出に努めるものとする。

(1) 面積

3 ㎡以上

(2) 位置

道路に面するか、敷地内で、収集車両(2トンロングボディ)が当該集積所まで 進入し、方向転換が容易にでき、かつ、収集業務に適した場所に設置するものとする。

(3) 構造

集積口以外はブロック等で囲み床面はコンクリート打ちし、不法投棄のされにく い構造とする。

第5 書類の提出と変更

ごみ集積所の設置にあたっては、近隣の案内図と具体的な位置、構造が記入された 図面を担当課に提出すること。なお、提出された書類に変更がある場合は速やかに担 当課に報告し、再協議をするものとする。

第6報告

ごみ集積所の施工が完了したときは、完成写真を添えて速やかに担当課に報告する ものとする。

第7改善

ごみ集積所が提出された図面と明らかに違うとき、または、収集業務上及び環境衛生上問題がある場合は、速やかに改善するものとする。

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この基準は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年 6月 1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年12月 1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年 5月25日から施行する。 附 則

この基準は、平成23年 8月 1日から施行する。

		基準					
							以下の基準に則り、開発区域内にごみ集積所を設置する。
		戸建及び集合住宅	1	設	置:	場所	ごみ集積所の設置場所は、ごみ収集車が前進しながらごみ集積所に横付け できることとし、以下の要件を満たさなければならない。
						路	道路(私道を含む。以下同じ)に接している場所に設置することを原則と する。
				(1)	道		ア) 道路幅員が、4m以上の道路に面することを原則とする。 イ) 収集車が、前進で通り抜けができる道路に面することを原則とする。
				(2)	必	要面積	ア) 5 戸以下:平面有効面積で 3 ㎡以上とする。 イ) 6 戸以上: 3 ㎡+(利用世帯数-5)×0.2 ㎡ 以上
			2	集和	責所	の構造	
	,			(1)	形	状	集積所のごみ取出し口の有効幅が、間口2m以上確保されているものとする。
一	家庭			(2)	位	置	ア)設置位置 : 道路と同一平面でかつ長辺が接するものとする。 イ)配 置 : 宅地の高低、道路勾配及び予想交通量等により居住者 の動線・安全性を勘案し、かつ、収集車の進行方向が 同一となるよう配置し、原則として通路は通り抜けで きるものとする。 ウ)取 出 口 : 取出口の方向は道路に面するものとする。
住) J			(3)	構	造	ア) 材 料 : 床はコンクリート造りとするとともに、美観にも留意するものとする。 イ) 排 水 : 床面は排水できるものとする。 ウ) 溝 蓋 : 道路に接する部分に溝があるときは、取り外し可能な蓋を設けるものとする。 エ) 壁 : 道路面以外に、高さ1m程度のブロック塀等を設けるものとする。
	み		3	収納方法			
宅				(1)	戸	建て	原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。
				(2)	集	合住宅	ア) 50戸未満: 原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。イ) 50戸以上: 原則コンテナボックス収納とする。ウ) 解錠が必要なごみ保管庫の場合には、収集時には解錠するものとする。
		集		(1)	規	模	13戸当たりコンテナボックス1台を目安として換算し、必要戸数を設置するものとする。
		信信	ÉE	(2)	構	造	ア)水栓を設けるものとする。イ)コンテナボックス収納庫を置く場合、道路面の排水路には細目のグレーチングを用い、コンテナのキャスターが落ち込まないようにする。
複合建物(家庭ごみ)						チ)	一般住宅の家庭ごみに準じた位置、面積及び構造を確保する。
							収集の開始希望日より1週間以上前に、「集積所設置届(変更) ・リサイク ル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。
							集積場所の利用状況に変更があった場合は、管理者は速やかに「集積所設置届(変更)・リサイクル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。

【その他諸注意】

- 1 コンテナ収納を行う集合住宅については、管理人が常駐するものとする。
- 2 市役所は分別収納用のカゴ(4種類)、ネット(2種類)、防鳥ネットを貸与するが、集積所への設置及び設置後の管理は、集積所の管理者が行うものとする。
- 3 集積所の利用者は、集積所の衛生管理、不法投棄及び苦情に対処するものとする。
- 4 事業系ごみは、事業者と廃棄物収集運搬許可業者間で契約するものとする。
- 5 不法投棄を確認したときは、担当課に通報した上で、指示に従うものとする。